

令和2年春ダイヤ改正について議論！

JR東海労名古屋地本申第8号業務委員会開催

1月30日、申第8号「令和2年春ダイヤ改正に対する申し入れ」に対する業務委員会が開催され、会社と議論してきました。

例年、基本要求进行議論した後、各職場要求进行議論する形式を取ってきましたが、職場要求进行具体的に、且つ、より充実した議論を深めたいとの目的から職場要求を先立って進めてきました。

そのような中、会社委員からは、「敵対するもの」「申し入れの意図が分からない」「代替案を具体的に」と挑発的な発言もありましたが、組合員の要求を粘り強く訴え、前広なデータの提供や休日行路の提示等を求め、双方の立場を理解しつつより良い議論のできる環境整備を求めてきました。

会社回答と主な議論は以下の通りです。(議論順に表示します。)

申第8号「令和2年春ダイヤ改正に対する申し入れ」

2. 各区所別要求

【神領運輸区】

(1) 行路が「泊まり明け、泊まり明け」となるときに前の仕事が午後出勤で、後の仕事が早い時刻の出勤になる交番周りになっている。後の泊まり行路は疲れがとれないままの出勤になる。また、休みの次の日に早い出勤の方が仕事に負担がかからない。安全上問題があるので逆の行路順にすること。

66(16:14)⇔67(11:19)

71(15:07)⇔72(9:18)、76(15:37)⇔77(10:46)

86(15:43)⇔87(9:30)

96(15:39)↔97(11:48)

《回答》修正の方向で検討する。

(2) 64行路終了時刻(20:37)翌日65行路出勤時刻(10:18)までが時間が短く疲れがとれないため「63・64・65」の交番順を「65・64・63」にすること。

同じく「93・94・95」も交番順序を変えるか、93ーでの午後訓指定をやめること。

《回答》交番順序については修正の方向で検討する。B93 行路の訓練指定については提案の通りとする。

(3) 次の行路は午後訓指定であるため訓練があった場合、在宅休養時間が短くなる
訓練指定をやめるか交番順序を変えること。(特に最近訓練時間の延長が多い)

61-62- 66-67 71-72- 86-87- 93-9495-

《回答》交番順序については修正の方向で検討する。訓練指定については提案の通りとする。

(4) 64行路、日勤で拘束が11時間長時間である。

翌日も出勤なので終了時間を早くすること。

《回答》提案の通りとする。

(5) 65行路1303M入換の担当者を変更し睡眠時間を確保すること。

《回答》提案の通りとする。

(6) 71行路・75行路2769M分割補助作業は0:30過ぎの遅い作業であるA運用を変更し該当運用を早い時間に留置し71行路・75行路の睡眠時間を確保すること。

《回答》提案の通りとする。

(7) 74WF行路回749Mから1003Mまで3時間18分A・B同じ運用である朝の連続乗務となるため行路見直しをすること。

《回答》修正の方向で検討する。

(8) 76行路710Mを早い時間の列車と変更し睡眠時間を確保すること。

《回答》提案の通りとする。

(9) 83行路の睡眠時間を確保するために回760M入区作業の洗浄作業を構内運転士に変更すること。

《回答》提案の通りとする。

(10) 98行路の睡眠時間を確保するために回768M入区作業を南群線で構内運転士と乗継ぎに変更すること。

《回答》提案の通りとする。

(11) 96行路明けで連続乗務となるため125Mと回734Mを91行路と変更すること

《回答》提案の通りとする。

(12) 93行路、1022M入換～2781Mと連続乗務になっている。

入換担当を追加して少しでも休憩時間を確保すること。

《回答》提案の通りとする。

(13) 1026Mの運転時分を見直すこと。

《回答》現行の通りとする。

(14) 名古屋車両区へ入区後、電話点呼後出区までの時間が、僅少の場合は業務用携帯での点呼にすること。

《回答》現行の通りとする。なお、今改正からEC車両については名両区での電話点呼を省略する。

(15) 名古屋～瑞浪の列車で211系6両編成が多くある。トイレが無い列車なので、A運用を変えること。

《回答》提案の通りとする。

(16) 乗務報告書について。旅客からの苦情、室内灯球切れ等、簡潔なフォーマットでの対応にすること。

《回答》現行の通りとする。

(17) 交番順序については、この間議論してきたところであるが、乗務員の休養の確保の点で真逆の提案は納得できない。見直すこと。

《回答》一部修正の方向で検討する。

《主な議論》

組合：交番順序は要求通りで良いか。

会社：そのように考えている。

組合：名両区での電話点呼そのものが無くなるのか。

会社：ECについては、名両区は留置線として考え電話点呼を省略する。DCについてはこれまで通りである。

組合：神領車両区入区については、作業によって睡眠時間が確保できない。他の留置線に留置とはできないのか。

会社：他の線に留置すると、その後転線作業が発生する。作業が遅くなってしまう。

組合：本線乗務員も睡眠時間が無いから困っている。入区後の構内運転は構内運転士が基本とはできないのか。

会社：本線、構内と言うが運転士であるからどの線でも運転を行ってもらおう。留置線から出区点検をして出区させるのと同じである。敵対するようなことは止めて欲しい。

組合：それは極端な言い方だ。構内運転全てを否定しているのではない。短い睡眠時間に困った現状で睡眠時間確保のための方策を議論している。

会社：作業の都合上、やるべき事はやらしてもらおう。

組合：昔は電車区で一つの職場だったので車両と運転の双方に配慮があった。今は車両区と運輸区に分かれている。片方ではなく双方に配慮することを求める。

【中津川運輸区・運転士】

(1) 3組の行路を1組、2組に振り分け二組交番体制とすること。

《回答》現行の通りとする。

(2) 現行B12ダイヤはS、H行路となると作業が付加される。S、H行路でもWFと同様の行路とすること。

《回答》現行の通りとする。

(3) 現行705M、1005Mが先行列車（春日井駅入区列車）により、遅延が常態化している。ダイヤの見直しを行うこと。

《回答》1005Mについては、先行回送列車の春日井入区時間を1005M通過後に改める。705Mについては現行の通りとする。

《主な議論》

組合：3組は、ワンマンも特急も無い組である。誰でも乗れる行路ばかりなので、あえて存在させる理由がわからない。

会社：一律にせよということか？何故このような要求なのか意図がわからない。組合は高齢者交番などを要求しているが、矛盾している。

組合：どの組に乗るかで不満が発生している。それならば平等に振り分けた方がよい。何故3組が存在するのか。

会社：特徴的な交番の一つである。

組合：B12のSHはどうなるのか。

会社：現行と変わらない。

組合：休日に大きく変更される行路がある。WFSH同等な行路とされたい。

会社：同等な行路作成を基本としているが、列車が異なるため全く同じとはならない。

【中津川運輸区・車掌】

C54W 2735M以降夕食時間が取れない。行路を見直すこと。

《回答》修正の方向で検討する。

1004M～2723M～2742M～167M～184M～657M～2614M～2615M～680M～681M～以後は同じで列車の持ち替えを行う。

【美濃太田運輸区・運転士】

(1) 美濃太田運輸区から美濃太田車両区はタクシー便乗とすること。

《回答》 現行の通りとする。

(2) 64行路 出勤が早く、睡眠時間が少ないので出勤を10時以降とすること。

《回答》 提案の通りとする。

(3) 76行路 726C乗継ぎ時間が少なく遅延の原因となっている。乗継ぎ時間を増やすこと。

《回答》 提案の通りとする。

(4) 訓練待ちが長時間となるので、以下の行路の訓練指定は止めること。

54, 62, 63, 64, 65, 66, 71, 73, 76

《回答》 提案の通りとする。

(5) 2組は午後訓練が多い。午前訓練行路と持ち替え平均化すること。

《回答》 修正の方向で検討する。

《主な議論》

組合：修正箇所についてどのようになるのか。

会社：各組の午前訓練数を行路を入れ替え調整する。

組合：訓練に2時間以上待つ行路が多い。

会社：優先行路を設けて少ない待ち時間でできるよう区所で配慮している。

組合：指定を全ての行路に行っている理由は何か。

会社：短い周期で訓練指定できるメリットがある。訓練担当者は他の業務も行っており、添乗など他の業務に当てることができる。

【美濃太田運輸区・車掌】

(1) C3行路 2360F～374Fまで約4時間、ほぼ連続乗務となるので見直すこと。

《回答》 提案の通りとする。

(2) C7行路 2331F～2125Fまで約4時間、ほぼ連続乗務となるので見直すこと。

《回答》 提案の通りとする。

(3) C15行路 終了時間が遅く、拘束時間が長い。18:00までに終了とすること。

《回答》 一部修正の方向で検討する。

《主な議論》

組合：修正箇所についてどのようになるのか。

会社：C15行路とC16行路を入れ替える。

組合：車掌について連続乗務の縛りが無く4時間にも達する。配慮されたい。

会社：トイレ等は連絡を入れれば行ける様になっている。

【伊勢運輸区】

B22 343C～回346Dは他の行路へ移管させること。若しくは明けで多気～新宮往復をやめること。

《回答》提案の通りとする。

B42 睡眠時間僅少に拘わらず明け行路が長いので見直すこと。

《回答》提案の通りとする。

B44 回1924D入区から2919Dまで労外が長い。他の列車乗務とし拘束時間を短縮すること。

《回答》提案の通りとする。

B46 昼食・夕食時間が基本的に確保されていない。931C～942Dは他の行路へ移管すること。

《回答》提案の通りとする。

《主な議論》

組合：紀伊長島駅乗務員配置が無くなってこのような行路ができた。当初は連続日勤の感覚であったが、改正の度に乗務列車が追加され寝る時間も無くなってきた。このような行路で明けでの新宮往復は非常にきつい。

会社：主張は理解した。

【大垣運輸区】

A班

2行路 出勤時間が9時07分と早い。10時以降の出勤に見直すこと。

《回答》提案の通りとする。

5行路 便回108F大垣～108F～豊橋駅2時間54分乗り放しを見直すこと。

108F豊橋から2511F乗務まで、12分と短いので見直すこと。

《回答》提案の通りとする。

6行路 1101F岡崎23：42到着～1100F岡崎発車、睡眠時間少ないので見直すこと。

111F岐阜到着から便2511F発車まで7分と短いので見直すこと。

《回答》行路を修正する。

B班

11行路 145F名古屋到着17：09から2543F発車までの48分と夕食時間が

少ないので見直すこと。

《回答》提案の通りとする。

1 2 行路 9時55分と出勤時間早い。10時以降の出勤に見直すこと。

昼食時間が11時25分から44分と少ないので見直すこと。

364F名古屋～岡崎371F～岐阜駅まで2時間35分乗り放しなので見直すこと。

《回答》提案の通りとする。

1 3 行路 夕食時間が無い。夕食時間を確保すること。

《回答》提案の通りとする。

1 4 行路 105F豊橋～岐阜2時間29分乗り放しなので見直すこと。

《回答》提案の通りとする。

1 5 行路 西小坂井駅便回402F～105F豊橋駅～岐阜駅318F～名古屋駅まで3時間22分間乗り放しなので見直すこと。

《回答》提案の通りとする。

1 6 行路 出勤時間9時05分と早い。10時以降の出勤に見直すこと。

200F～211F、大垣駅折り返し4分と短いので見直すこと。

《回答》提案の通りとする。

C班

2 1 行路 夕食時間18時18分から18時42分までの24分と短いので見直すこと。

《回答》提案の通りとする。

2 2 行路 夕食時間17時05分から17時54分までの49分と短いので見直すこと。

岡崎、睡眠時間少ないので見直すこと。

《回答》提案の通りとする。

2 3 行路 308F岡崎駅到着から便乗2115F乗務まで11分と短いので見直すこと。

《回答》提案の通りとする。

2 5 行路 夕食時間16時55分から17時26分までの31分と短いので見直すこと。

名古屋駅2984Fから3M折り返し9分と短いので見直すこと。

《回答》提案の通りとする。

D班

3 2 行路 9時50分と出勤時間早い。10時以降の出勤に見直すこと。

《回答》提案の通りとする。

3 3 行路 9時35分と出勤時間早い。10時以降の出勤に見直すこと。

《回答》提案の通りとする。

34行路 9時35分と出勤時間が早い。10時以降の出勤に見直すこと。

昼食時間大垣12時05分から12時27分の25分と短いので見直すこと。

豊橋駅101F～岐阜駅116F～名古屋駅まで3時間乗り放しなので見直すこと。

《回答》提案の通りとする。

35行路 岡崎372F到着から311F乗務まで睡眠時間少ないので見直すこと。

《回答》提案の通りとする。

36行路 1103F岡崎駅到着から便回303F乗務まで睡眠時間少ないので見直すこと。

便回305F岡崎駅～刈谷駅～305F大垣駅314F～名古屋駅まで3時間06分乗り放しなので見直すこと。

《回答》修正する方向で検討する。

《主な議論》

組合：6行路の修正についてどのようになるのか。

会社：A6行路を回1103F～1100F、D36行路を1101F～回305F誘導と列車を持ち替える。

【名古屋運輸区・車掌】

(1) C101W 318F～325F折り返し4分を見直すこと。

《回答》提案の通りとする。

(2) C103W 2358F～2347F折り返し4分を見直すこと。

《回答》提案の通りとする。

(3) C105W アケ123Fを快速列車に見直すこと。

《回答》提案の通りとする。

(4) C223W アケ119Fを快速列車に見直すこと。

《回答》提案の通りとする。

(5) C227W 夕食時間を確保すること。

《回答》提案の通りとする。

(6) C232W アケ2103F～便2309F連続3時間34分を見直すこと。

《回答》提案の通りとする。

(7) C236W 夕食時間を確保すること。

アケ113Fを快速列車に見直すこと。

《回答》提案の通りとする。

(8) C 2 4 2 W 2 1 0 4 F～2 1 2 1 F 折り返し 4 分を見直すこと。

《回答》修正する方向で検討する。

(9) C 2 4 5 W 1 2 7 M～1 3 2 M 折り返し 4 分を見直すこと。

《回答》提案の通りとする。

(10) C 2 4 6 W 2 8 6 2 F～2 8 6 5 F 折り返し 4 分を見直すこと。

アケ 3 0 1 F～3 2 1 F 連続 3 時間 5 6 分を見直すこと。

《回答》提案の通りとする。

(11) C 2 5 1 W 大垣～美濃赤坂（便回 7 9 1 F～7 1 0 F）5 往復を見直すこと。

《回答》提案の通りとする。

(12) C 2 5 4 W アケ便回 3 0 0 F～1 2 0 F 連続 3 時間 5 5 分を見直すこと。

《回答》提案の通りとする。

(13) アケ 2 時間以上待ちの午後訓練指定は止めること。

C 1 1 5 W、C 1 1 6 W、C 2 2 4 W、C 2 3 2 W、C 2 3 6 W、C 2 5 4 W

《回答》提案の通りとする。

《主な議論》

組合：C242Wはどのように修正するのか。

会社：2104Fを2344F～2121Fとする。

組合は、見直すこととか、時間が短いとか言われるが、具体的代替案を示してもらいたい。

組合：具体的代替案と言われるが、提案から要求申し入れまでの期間が短すぎる。期間を長くするなりデータを前広に示されたい。より良いダイヤ改正とするため、より良い議論を深めたい。データを前広に示すことはできないのか。

会社：できない。

組合：それは残念だ。

【名古屋運輸区・運転士】

(1) 名古屋運輸区～名古屋車両区のタクシー移動は、道路状況や近鉄踏切によって遮断される場合があり時間に余裕が無い。最低 1 0 分時間を追加すること。

《回答》現行の通りとする。

(2) 名古屋車両区に入区して留置の場合、時間設定が入区番線のみである。留置位置によって所要時間は異なるので留置に対する時間を精査し直すこと。

《回答》現行の通りとする。

(3) 武豊線東成岩駅 1 番停車の下り列車、停車してから出発信号現示されるまで 1 分必

要なので停車時分を1分30秒確保すること。

《回答》今改正より1分15秒に変更する。

(4) 名古屋運輸区は乗務車種、線区が多く、自ずと乗務する行路に制約が多いため特休・年休付与に大きな支障となっている。関西線、紀勢線の全ての乗務を亀山・伊勢運輸区に移管すること。

《回答》そのような考えは無い。

(5) 特休引き抜き行路は、東海道線・EC・男性女性が乗務できる行路とし、各組における免許・線区・性別条件での不平等を解消すること。EC1は引き抜き行路変更、EC5・ECDCには他の組と行路の持ち替え等により新たに配置すること。

《回答》そのような考えは無い。

(6) 特急ひだ号は、名古屋～岐阜間で美濃太田運輸区と受け持ちを分け合っているが、不合理な便乗や入出区作業により行路作成が困難となっている。全てを名古屋運輸区の受け持ちとすること。

《回答》提案の通りとする。

(7) 各組による自区泊数に隔たりがある。平均化すること。

《回答》提案の通りとする。

《主な議論》

組合：名古屋運輸区は乗務車種、線区が多く、自ずと乗務する行路に制約が多いことはご存じの通りである。制約を解消するため関西線、紀勢線、特急ひだの要求を挙げた。

会社：極端な話に思うが、、

組合：亀山、伊勢の二つの乗務員区がある。可能である。特急ひだについては、美濃太田と振り分けにより不合理な便乗が発生し、行路作成も歪になっている。全部持つ可否かである。

会社：そのような考えは無い。

【豊橋運輸区】

51 行路 461Mは、東海道本線からの分割車両の使用を見直されたい。東海道本線のダイヤが乱れた際に飯田線にも影響する。

明けは午前中とされたい。

515Gは車掌乗務とされたい。(ICカード対応が多発列車)

《回答》車両運用については提案の通りとする。51 行路については一部修正の方向で検討する。

53 行路 明けの時間は午前中とされたい

明け日、出勤から終了まで7時間あるが休憩時間が無い。改善されたい。

《回答》提案の通りとする。

63 行路 明けは午前中とされたい。

《回答》提案の通りとする。

64 行路 523Gは車掌乗務とされたい。(ICカード対応多発列車)
415G・418Gを出勤日乗務とされたい。

《回答》提案の通りとする。

66 行路 563Gは酔客が多いので車掌乗務とされたい。

《回答》提案の通りとする。

72 行路 554Gは本長篠以南で混雑する。特に金曜日・土曜日は混雑が激しいので車掌乗務とされたい。

《回答》提案の通りとする。

《主な議論》

組合：51 行路の修正点は

会社：515G～532Gを413G～416Gに持ち替える。

組合：ICカード対応が多い。仕事ができる時間と人を確保されたい。

【伊那松島運輸区】

5 4 行路 飯田での睡眠時間が少ない。5時間確保するよう改善すること。

《回答》提案の通りとする。

62行路 1500 M～1507 M天竜峡場面を1500 M～1505 Mに持ち替え、飯田での食事時間を確保すること。

《回答》提案の通りとする。

《主な議論》

組合：62 行路については、休憩や食事を何処で取るのかが問題であると思うが、変更できないのか。

会社：変更すると連続乗務となり休憩が取れないので提案通りとした。

1. 基本要件

(1) 日勤行路の拘束時間が長すぎる。常識的な範囲として拘束時間に制限を設け、10時間以内とすること。

《回答》現行の通りとする。

(2) 日勤行路は、休日（公特）前後に勤務指定できるよう出退勤時間を設定すること。

《回答》 現行の通りとする。

(3) 日勤前日の訓練指定を止め遠距離通勤者の負担軽減を図ること。

《回答》 現行の通りとする。

(4) 前泊は無償で拘束をするものであり、在宅休養や各家庭での生活を奪い問題である。前泊行路は廃止し当日出勤できる時刻とすること。

《回答》 現行の通りとする。

(5) 行路途中で数時間もの無駄な労外時間が発生し、そのために、食事時間や睡眠時間のとれない行路が多くある。無駄に長い労外時間を短くして、拘束時間の短縮、食事時間や睡眠時間の確保を図ること。

《回答》 必要な時間は確保している。

(6) 拘束時間を泊行路 24 時間、日勤行路 10 時間以内とすること。

《回答》 そのような考えはない。

(7) 泊行路は、睡眠時間を最低 5 時間確保すること。

《回答》 現行の通りとする。

(8) 食事時間は、労外として 1 時間以上確保すること。

《回答》 現行の通りとする。

(9) 2 時間以上乗務した場合は、生理現象も考慮し次列車乗務まで 40 分以上間合いを確保すること。

《回答》 そのような考えはない。

(10) 乗務員については 15～20 分前の早め出勤が実施され、サービス労働の温床となっている。「乗務員の申告により早め出勤を受付けている。」と言うが、早め出勤後については、徐行・変更事項等の多少により変動する準備時間に対応する乗務員自身の自己防衛のために使用されている実態がある。よって、出勤した時点で勤務時間とすること。

《回答》 そのような考えはない。

(11) 現行準備時間が設定されてから以降、CAST の設定、アルコール検査、新型車発機導入など出勤時の実施項目が追加されているが準備時間の変更は無い。点呼が重なる場面があり、走って出場する場面もある。そもそも準備時間が不足しているので、準備時間を増やし適正な時間を確保すること。

《回答》 必要な時間は確保している。

(12) 折り返し時間 10 分、順方向乗り継ぎ 5 分を確保すること。

《回答》 必要な時間は確保している。

(13) 対面乗り継げでも、電話乗継ぎでも確実な乗継ぎを実施するのに変わりはないの

で、折り返し列車の乗継ぎは電話乗継ぎとすること。

《回答》適宜適切に対応している。

(14) 運転士・車掌の基本動作を確実に行うと30秒では足りない。停車時分を45秒以上確保すること。

《回答》必要な時間は確保している。

(15) 専任社員の安心して働ける職場環境を整え、65歳定年を見据えた乗務員の労働環境作りをするため「高齢者交番」は欠かせない。高齢者向け行路を設定すること。

《回答》そのような考えはない。

(16) SH行路については、「ほぼ同じ行路」であり「信頼して欲しい」とのことであったが、有るものならば隠す必要は無い。ダイヤ改正時はSH行路についても早急に明らかにすること。

《回答》現行の通りとする。

(17) 泊行路の出勤時間は10時以降とすること。

《回答》そのような考えはない。

《主な議論》

組合：基本部分は先だっの議論と大きく変わっていない要求ではあるが、要求の基本であるので議論したい。特に高齢者交番について、中津川運輸区の要求で3組が議題になったが、高齢者交番の一つとして考えて良いか。

会社：そのような回答はしていない。

組合：65歳定年を見据え、議論するべきと考えている。

また、ダイヤ改正についてはやってみなければ分からない部分もある。問題があれば申し入れを行うのでよろしく願いしたい。

会社：了解。

以上